平成２６年（フ）第１６号
埼玉県川口市大字小谷場88番地の５　ベルハイム203号
債務者　三浦美恵子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－４－502、旧住所埼玉県白岡市西９丁目14番７
債務者　橋本　一尾
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
埼玉県朝霞市三原５丁目18番25号　コーポ白川201号
債務者　福久加代子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
埼玉県蕨市南町４丁目46番２号　クローバハイツ105号
債務者　和知　孝幸
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県熊谷市久下4870番地　サンハイツ久下101
債務者　楢原　良和
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２号
松江市八雲町熊野50番地４　熊野ハイツ321、前住所松江市山代町914番地
債務者　堀　　哲史
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上堰袋５番地
債務者　渡邉　弘己
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６２号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上堰袋５番地
債務者　渡邉　友子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第７号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野34番地７
債務者　遠藤　　茂
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第８号
岩手県奥州市胆沢区小山字原川251番地
債務者　遠藤　順子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢区真城字北野17番地　県営北野アパート１号棟111号室、前住所岩手県奥州市水沢区真城字中道１番地３　雇用促進住宅真城宿舎１号棟５階506号室
債務者　遠藤　文子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１７号
群馬県館林市日向町1023番地の17　須永ハイツ―202、前住所群馬県館林市大島町510番地の３
債務者　大竹　　実
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１４９９号
埼玉県蕨市南町４丁目39番20号　コスモプレイス蕨102号、旧住所埼玉県川口市前川１丁目14番８号
債務者　野尻　昌宏
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４３号
埼玉県北本市緑２丁目227番地１　ドルフ北本Ａ―102
債務者　菅野　　元
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６０号
埼玉県川口市朝日３丁目16番４―302号　マンション五湯
債務者　小川　浩美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８１号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番16号　グリーン・シャイン芝210号
債務者　平　美知子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係